

地域包括支援センターみずさわ東 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターが開設する、地域包括支援センターみずさわ東（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の担当職員は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスが適切に利用できるよう援助する。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 7 事業所は、指定（第1号）介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
地域包括支援センターみずさわ東	奥州市水沢太日通り二丁目1番20号 これさぽビル2階

(職員数及び職種の内容)

第4条 事業所に、次のとおり職員を配置する。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の担当職員その他の従事者の管理及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。自らも指定介護予防支援の提供にあたるものとする。

(2) 担当職員

資格	常勤	常勤以外	計
主任介護支援専門員	1名以上	1名以上	2名以上
介護支援専門員	1名以上		1名以上
保健師	1名以上		1名以上
社会福祉士	1名以上		1名以上
3年以上経験のある社会福祉主事	1名以上		1名以上
経験ある看護師			

担当職員は、利用の申込に係る調整及び介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護予防支援の提供方法、内容その他の費用の額)

第6条 介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 提供方法

担当職員が介護予防支援を提供する。ただし、指定居宅介護支援事業所に一部委託することができる。

(2) 提供内容

- ア 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- イ 利用者の意欲を高め、利用者が主体的に取り組めるように支援する。
- ウ 提供されるサービスの目標、その達成時期等を盛り込んだ介護予防サービス計画（以下、「予防プラン」という。）の原案を作成する。
- エ サービス担当者会議の開催等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた予防プランの作成を行う。また、必要に応じて専門的な意見を聴取する。
- オ 予防プランに基づく介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- カ 介護予防サービス事業者からの報告および利用者の継続的なアセスメントにより、予防プランの実施状況を把握し、必要に応じて変更等を行い関連事業者に連絡する等の支援を行う。
- キ 予防プランに位置づけた期間が終了するときは、目標に照らした予防プランの達成状況について評価を行う。
- ク 介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況及び利用者の状況等に関する報告に基づき、給付管理業務を行う。

(3) 介護予防支援に係る費用

- ア 介護予防支援費（介護予防プラン作成費）は、介護報酬に定める額とする。ただし、介護保険料の滞納等の特別な場合を除き介護予防プラン作成費は、全額保険給付され自己負担はない。
- イ 交通費は、市内に居住している場合自己負担はない。

(4) 契約の終了

- ア 利用者の申し出により、解約できるものとする。
- イ 自動終了する場合
- ・ 利用者が要支援状態から要介護状態になった場合
 - ・ 利用者が「非該当(自立)」と認定された場合
 - ・ 利用者が次条に定める地域外へ転出した場合
 - ・ 利用者が死亡した場合
 - ・ 利用者の認定有効期間を更新せず終了した場合
 - ・ 利用者の最後のサービス利用から2年経過した場合

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、奥州市水沢常盤地区、羽田地区とする。

(苦情処理)

第8条 事業所の担当職員は、自ら提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所の担当職員は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(高齢者虐待の防止)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回以上

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 業務継続に向けた計画の策定
 - (2) 業務継続に向けた研修の実施
 - (3) 業務継続に向けた訓練(シュミレーション)の実施
- 6 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- (1) 感染発生及びまん延等に関する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 感染症対策の指針の整備
 - (3) 感染発生及びまん延等に関する研修の実施
 - (4) 感染発生及びまん延等に関する訓練(シュミレーション)の実施
- 7 前項の規定によるもののほか、個人情報の取り扱いについては奥州市個人情報保護条例(平成18年奥州市条例第26号)によるものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 9 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附 則

この規程は、令和 3年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。